

【説明】

国立公文書館等における利用等規則改正案の 公文書管理委員会への諮問及び内閣総理大臣の同意について

内閣府大臣官房公文書管理課

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 2 条第 1 項の規定により、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下「国立公文書館」という。）、及び行政機関及び独立行政法人等の施設であって、特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより、国立公文書館に類する機能を有する施設を「国立公文書館等」としている。
- 当該施設においては、公文書管理法第 27 条第 1 項の規定に基づき、当該施設の長は特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならないとされており、その際には、同条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされ、これを変更しようとするときも同様とされている。
さらに、内閣総理大臣は、本項の規定による同意をしようとするときは、公文書管理法第 29 条第 2 号の規定に基づき公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている。
- 去る令和元年 6 月 10 日付で、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を改正することを決定（内閣総理大臣決定）し、令和元年 7 月 1 日付で施行される。これに伴い、各国立公文書館等より利用等規則の改正について内閣総理大臣に協議がなされているところ、別紙（案 1）のとおり公文書管理委員会に諮問し、同委員会において了承が得られた際には、別紙（案 2）のとおり内閣総理大臣の同意を行うこととしたい。

- 各国立公文書館の利用等規則の改正内容は、以下のとおり。
 - (1) ガイドライン改正を踏まえ、利用等規則中の「日本工業規格」を「日本産業規格」にハネ改正（全 16 館）。

- (2) 技術的修正（内容の変更を伴わないもの）（2 館）

- ①東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室

前回改正の際、ガイドラインに合わせ、レファレンスに関する第 26 条各号を削除したが、これに合わせて本来削除すべきであった、各号を指し示す「次に掲げる」の字句の削除が漏れていたため、当該字句を削除

第 26 条 公文書室は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、**次に掲げる**レファレンスを行うものとする。ただし、鑑定の依頼、文書の解説・翻訳等、公文書室の業務として情報提供することが適当でないと思われる場合はこの限りでない。

- ②日本銀行金融研究所アーカイブ

別表上の文言を規程本文（19 条）の文言に統一（光ディスクの後ろの括弧書きに「であって、アーカイブが提供するもの」を追加）。

別表 料金表（「写しの交付」の方法欄）

電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの**であって、アーカイブが提供するもの**に限る。）に複写したものの交付（同一の修正を別表内の 6 か所について行う。）

（参考）第 19 条

2（1）ウ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、アーカイブが提供するものに限る。）に複写したもの

- なお、内閣総理大臣の同意後は、各国立公文書館等において速やかに利用等規則の改正手続きを行い、改正ガイドラインの施行に合わせて令和元年 7 月 1 日付けで一斉施行する予定。